

非上場株式の評価方法見直しの指摘について 1/2 2024年11月6日公表

令和5年の決算検査報告で会計検査院から非上場株式の評価方法について指摘が入り、国税庁に対して評価制度の見直しを検討するよう所見を述べた。会計検査院の指摘は非常に重く、**指摘より数年で税制・評価通達改正の過去がある**。今回も**改正による課税強化が見込まれ**、現在の評価方法より評価額が高くなることが想定される。

指摘の概要

【指摘の背景・目的】

類似業種比準価額は、評価額が下がる方向で改正が行われてきた。一方、配当還元方式は、評価額に大きく影響を与える改正は行われていない。そこで各評価額について有効性、公平性等の観点等から検査が行われた。

【指摘された内容】

1. 原則的評価方式

- 類似業種比準価額が純資産価額に比べて相当に低い
類似業種比準価額は純資産価額の27.2%
(各中央値の比較・表1参照)

＜＜純資産価額に対する申告評価額の分布状況(表2)＞＞

- 大会社0.32倍
中会社0.50倍
小会社0.61倍

評価会社の規模が大きいほど、株式の評価額が相対的に低く算定される傾向
- 類似業種比準価額の比準要素の公平性の欠如
配当の比準割合が0の評価会社が約80%を占める。

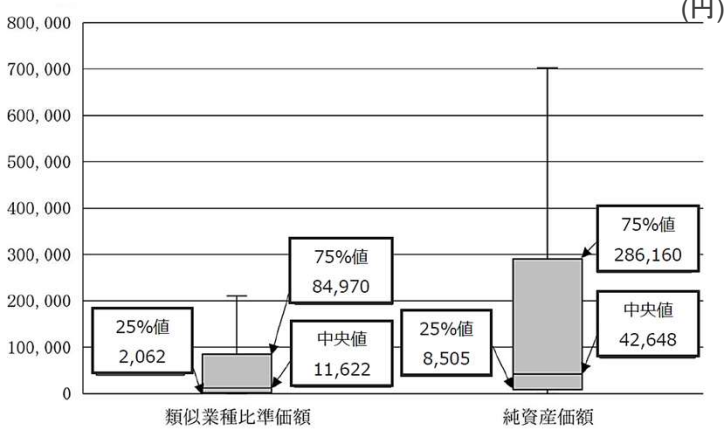
2. 特例的評価方式(配当還元方式)

- 配当還元価額は現状の金利水準からして相当に低い

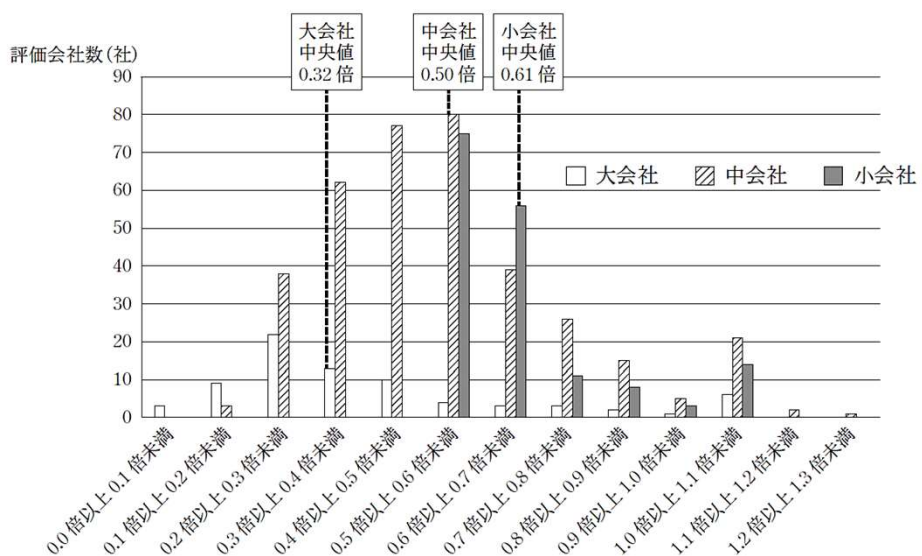
※本資料は記事投稿時点(2024年11月11日)の法令・情報に基づき作成されたものです。

会計検査院による検査の状況

＜＜表1＞＞類似業種比準価額及び純資産価額の比較



＜＜表2＞＞純資産価額に対する申告評価額の割合の分布状況



非上場株式の評価方法見直しの指摘について 2/2

想定される影響

【予想される変更の内容】

1. 類似業種比準価額

- ・比準割合・比準要素の見直し(配当割合の減少等)
- ・会社規模基準の見直し(会社規模が大きくなりづらい)
- ・利益の判定基準見直し(強制的に平均利益による判定等)

➤仮に改正の目線が**純資産評価の50%程度**とすると、**現在の評価から倍近い評価増額となる企業が多い**

2. 配当還元価額

- ・還元率10%の見直し

⇒**予想される変更内容としては、いずれにせよ課税強化になるものと想定されます。**※本資料は現状入手できる情報から想定したものであり、評価方法の変更を保証するものではありません

見直しに備えた対応策

【見直しに備えた対応策】

1. 時間軸

- ・現状の評価方法が適用される間に検討 & 対応する
- ⇒評価方法等が改正される場合も、ある程度の時間(数年～5年程度、左記過去実績を参照)が見込まれるため、**少しでも早い対応を行う。**

2. 手法

A: 株価対策の観点

- ・**株価上昇抑制効果のあるホールディングス体制(HD化)**
- ・利益構造の転換
- ・不動産の購入・移転

B: コストを抑えて承継する方法

- ・**相続時精算課税制度の活用**、暦年贈与 etc

過去の指摘と税制改正

内容	指摘年	改正年
小規模宅地等の特例における対象者範囲見直し	2016年	2018年
相続税取得費加算の特例	2012年	2014年
簡易課税制度の適用範囲の見直し	2012年	2014年
完全子法人株式等・関連法人株式等に係る配当等の額に対する源泉徴収	2019年	2022年
海外中古建物の簡便償却見直し	2016年	2021年
住宅ローン控除の控除率見直し	2018年	2023年
中小企業者に適用される特別措置適用範囲の見直し	2010年	2017年
国外居住親族に係る扶養控除の対象者見直し	2013年	2019年

**非上場株式の
プロフェッショナルである
ミカタにぜひお早め
にご相談ください**

